

平成30年1月24日
人 事 院

(1) 電子調達の推進

平成27年度より開始した電子入札機能を利用した入札は、同年度における実績は1件であったが、平成28年度においては12月までに既に4件実施した。当面、電子入札と在来の紙方式による入札とが混在する状況を想定しつつ、平成29年度においても電子入札機能を利用した入札案件の拡大を図ることとする。

→ 今期において電子入札を実施した案件は1件で、応札した1者は紙による入札であった。電子入札機能の利用は引き続き拡大してゆくこととするが、電子入札の普及には政府全体の普及・周知活動とともに事業者が使い易さやメリットを実感できることが重要と考えられる。

(2) 人事院の行う調達に関する情報を積極的に発信する

① 人事院の実施する調達に関する情報が、より多くの潜在的な応札者（応募者）によりの確に届くように、情報提供の方法や質・量を改善する。

② 入札説明書の取り寄せ等調達プロセスにおいて接触のあった事業者（障害者就労施設を含む。）から、任意のメール連絡先の登録を受け付け、新規調達案件（地方事務局等による調達を含む。）に係る情報をその都度配信する。

→ 過去に同種や関連性のある案件で入札説明書入手した業者などに対して個別に入札公告の連絡をし、参加の慫慂を行った。

また、障害者就労施設からの調達について、他府省の調達実績に関する情報を収集して調達情報を把握、これまで取引実績の無かった業者（1者）からの調達に結び付けた。

(3) 情報システムに係る調達に際して、仕様の必要性・妥当性をチェックする

既に導入されているシステムの改修等の役務は、当初その開発に携わった事業者に知的財産権の保護等構造的な優位性が認められている場合が多い。しかし、必ずしも全ての工程が他の事業者には委ねられないとは限らず、分割調達が可能な独立的要素があるケースもある。そこで、こうした役務の調達手続においても、仕様の内容や構成の必要性・妥当性をチェックするとともに、分割して調達することが可能・適当な部分がないかどうかという視点からの点検も怠らないようにする。

→ 調達原課から持ち込まれた情報システム関連の調達仕様書について、新規業者の参入障壁となっている項目はないか、切り離して発注できる業務はないかといった観点から確認を行った。

(4) 引き続き「1者応札（応募）」解消に向けた取組を展開し、進化させる

平成27年度に導入した「1者応札解消のためのチェックシート」を活用するとともに、効果や試行錯誤を踏まえた見直し・改良を加えて、改善を行う。特に、それでも生じた1者応札（応募）事案に関しては、可能な限りで丁寧に実情の把握を行って、打開策の考案につなげる。

→ 調達原課に「1者応札のためのチェックシート」による点検を行わせるとともに、会計課においては辞退業者に対する辞退理由の聞き取りなどの取組みを行い、1者応札の原因把握を行った。前年度同期において1者応札であった11件の案件のうち4件について、今期は複数の応札者を得た。

(5) 調達の公正性・透明性を高める観点から、競争的手続をさらに拡大する。

検討対象である調達件数の47%を占める競争性のない随意契約について、引き続き一般競争契約等による調達の可能性を開拓する。例えば、調達案件の内容に応じて、

- ・ 同種の少額調達案件を一括して入札にかけることにより、また、他機関の行う共同調達の機会を最大限に活用することにより、手続の競争性を高めることと併せて、調達経費を削減することにもつなげる。
- ・ 入札における「競争参加資格（全省庁統一資格）」（「A等級」から「D等級」までの格付け）の設定に当たっては、調達内容に応じた企業規模を勘案しつつ、

許容される限り幅広に設定して、より多くの業者の参加を促すことにより、競争性の拡大を図る。(併せて、中小企業の受注機会の拡大に資する。)

なお、随意契約によらざるを得ないと判断される調達案件については、今後
も、当該判断の妥当性や合理的な理由の有無に係る随意契約審査委員会の審査
手続を経ることにより、公正・適正な随意契約の締結を確保することとする。

→ 入札資料作成の際の競争参加資格(等級)について、発注業務に影響がないか
調達原課に確認を行った上で、調達規模見合いの等級の上下2段階まで幅広に資
格を認めることとした。

また、調達原課から①競争に付することが不利となる又は②既調達物品との互
換性の観点から既調達物品等の相手方以外の者から調達した場合は著しい支障が
生じるとの理由から、随意契約の申出のあった本来的入札案件各1件について、随
意契約審査委員会の審査・承認の手続を経た上で、随意契約を締結した。

(6) 引き続き障害者就労施設からの調達の増加に取り組む

過去に障害者就労施設による受注実績のある、比較的小規模な印刷等の案件で
も参加を得られなかったケースについて、その要因を分析するなどして、今後、
手続的に適正な競争性を確保した上で、これら施設からの調達をいっそう拡大す
るための方策を講ずる。

→ 今期は、印刷、物品の調達に係る17の案件について障害者就労施設に見積依頼
を行い、公正な競争性を確保した上で、このうち11件について2つの障害者就労
施設から調達した。なお、(2)で述べたとおり、このうち1者は従前人事院とし
ては調達実績のなかった障害者就労施設である。

以 上